

派遣法、労使協定方式の賃金水準公表を延期 新型コロナの影響

派遣元が「労使協定方式」を採用する際に用いる職種別の賃金水準（統計）について、厚生労働省は来年度運用分となる統計の公表を今秋に見送りました。この統計は、職業安定局長が各都道府県労働局長あてに発令する「局長通達」として毎年6～7月に公表され、派遣元が来年度の派遣社員の賃金設定や派遣先との契約交渉の指標とするものです。厚労省は「新型コロナウイルス感染症が経済と雇用に与える影響を見極めて判断したい」としています。今年4月施行の改正労働者派遣法における「事実上の最低賃金」と解説する有識者もいる統計だけに、最終的にどのような取り扱いとなるのか今後の動きが注目されます。

公表延期の方針は、7月末の労働政策審議会の場で厚労省が明らかにし、公労使の一定の理解と了承を得ました。改正派遣法を巡っては、賃金設定について「派遣先均等・均衡」か「派遣元の労使協定」のいずれかの待遇決定方式が義務化され、この選択制2方式のうち「労使協定方式」を選択する場合には、局長通達の賃金水準より同等以上の賃金であることが運用の要件となっています。

初年度は8割以上の派遣元が「労使協定方式」を採用しており、現在用いられている賃金水準は「2018年の賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金」（賃構統計）と、「2018年度の職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」（ハロワ統計）の2種類です。この2種類の統計は、昨年7月8日に公表されました。

改正法施行前から「統計と運用時点の景況にタイムラグが生じる」という制度上の問題が指摘されていましたが、空前の人手不足と東京五輪を控えた昨年の段階では、掘り下げて打開策を検討する流れは起きませんでした。しかし、新型コロナで経済と雇用が甚大な影響を受けることになり、厚労省は改正法施行の初年度から例外的な対応を迫られています。

厚労省は「派遣元の労使協定の改定作業には一定の期間を要するため、来年度に向けた派遣元と派遣先との契約交渉に支障がでない秋までに示したい」としたうえで、「新型コロナの影響を踏まえ、公表の手法を総合的に判断することになる」との考えです。景気上昇中で人手不足の最中であつた昨年分の水準は、相応の上げ幅になると推察されるだけに、どのような現実的対応がとられるのか注目されます。

想定される方策として、(1) 公表済みの18年賃構統計と18年度ハロワ統計をそのままスライドさせる、(2) 19年賃構と19年度ハロワ統計に何らかの係数をかける、(3) 景気回復の兆しを期待して19年分の統計をそのまま公表する——など複数の案が検討されている模様ですが、厚労省は使用者側と労働者側の意見を聞きながら、慎重に着地点を模索しています。

最低賃金、新型コロナで企業苦戦、東京都など据え置き

厚生労働省は8月下旬、都道府県ごとに決める2020年度の地域別最低賃金について、全都道府県の改定額を発表し

ました。今年は新型コロナの感染拡大によって企業業績が大幅ダウンに見舞われていることから、中央最低賃金審議会（厚労相の諮問機関）は7月、「現行水準維持が適当」として11年ぶりに引き上げの目安を示しませんでした。

これを踏まえた結果、40県の地域最低賃金審議会が1～3円引き上げ、全国加重平均では現在より1円増の902円、0.1%の引き上げとなりました。3円引き上げたのは最賃の水準が低い山形、徳島、愛媛、熊本など9県。最も高い東京都は引き上げを見送って1013円のまま、大阪府も見送って964円に据え置きました。このほか北海道、静岡、京都、広島、山口の5道府県も据え置きました。10月から順次適用されます。

最低賃金は16年度から4年連続で3%以上の大幅引き上げが続きましたが、今回は新型コロナの影響で足踏みした格好です。

障害者の法定雇用率「来年3月」引き上げ

労働政策審議会は8月下旬、障害者雇用促進法に基づく企業の法定雇用率0.1%引き上げについて、厚生労働省の当初提案を2カ月遅らせて「来年3月1日」としました。今春、厚労省は「来年1月1日」の引き上げを提示し、公労使で議論を続けてきましたが、新型コロナが企業に与えている深刻な影響などを受けとめた対応です。

18年4月施行の改正法で、企業の法定雇用率は2.0%から2.2%に引き上げられており、さらに3年以内（来年3月末まで）に0.1%引き上げることが決まっていた。使用者側は「新型コロナの影響は甚大。在宅勤務が実施される中で、清掃や食堂、印刷など障害者に活躍してもらえる業務が大幅に減少しており、引き上げ時期は最大限遅らせてほしい」と強く主張。労働者側は「改正法通り、年度内の引き上げは不可欠」と求めていたため、厚労省は妥協案として「来年3月1日」を提案しました。

一方で、使用者側が要望していた「企業名公表の猶予」「未達成企業の納付金額引き下げ」「業界や業績による経過措置」などは認められませんでした。この施行に向けて厚労省は、新型コロナの影響で障害者が担ってきた業務が減少している企業を対象に支援を強化する方針です。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(04) 号
令和元年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6階

